

情報提供から賃貸借契約までの流れ

① 対象物件の所有者から大阪市へ情報提供

・対象物件の所有者（委任を受けた方も含む）から、大阪市へ物件（土地、建物）の情報をお寄せいただきます。

【情報提供方法】

次の書類等をご用意いただき、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課環境整備グループ（06-6208-8041・8109）までお電話のうえ、ご来庁ください。

- ・必要事項を記載した「保育施設整備のための物件情報提供書」（様式1）
- ・所有者以外の方がご来庁される場合は「委任状」（様式2）及び物件所有者の印鑑証明書
- ・物件の概況の分かるデータ（地図や写真など）
- ・情報提供する正当な権利を有することを証する書類（登記簿謄本等）

また、これらの書類等は後日電子メールにてデータをご提供ください。

メールアドレス：fb0010@city.osaka.lg.jp



② お寄せいただいた情報を大阪市ホームページ上に掲載

・お寄せいただいた情報のうち、所在地（町名まで）、面積等について、大阪市ホームページに掲載します。



③ 保育事業者（以下、事業者）から情報提供依頼の受付

・大阪市ホームページを見た事業者から、大阪市への詳細情報の提供依頼（物件情報提供依頼書（様式3）の提出）を受け付けます。



④ 事業者へ情報提供依頼のあった物件の情報を提供

・情報提供依頼を受理した後、大阪市から申込みをした事業者へ、詳細情報（所有者、所有者の連絡先、その他大阪市へお寄せいただいた情報の全て）を伝えます。



⑤ 対象物件の所有者と事業者において直接交渉

・情報をお寄せいただいた皆さまへ、物件情報を得た事業者から直接問い合わせがあります。なお、お寄せいただいても、事業者からの問い合わせがない場合もあります。



⑥ 予約契約

・直接交渉をしていただいた結果、お寄せいただいた物件を活用して、事業者が公募に応じる場合、あらかじめ予約契約を締結していただきます。なお、事業者がお寄せいただいた物件を活用しない場合もあります。



⑦ 事業者による、保育所等整備に応募

・予約契約後、事業者が交渉成立報告書（様式4）を大阪市に提出の上、大阪市保育施設整備の公募に応募します。



⑧ 大阪市において、保育施設整備の事業者を選定

・公募に応じた事業者の中から、大阪市が整備をお願いする事業者を選定します。
・選定の結果は、大阪市ホームページにて公表します。
※なお、応募に競合がない場合であっても、選定されないこともあります。



⑨ 本契約の締結

・お寄せいただいた物件を活用して公募に応募をした事業者が、⑧により選定された場合、本契約を締結していただきます。